

消費税率引き上げに伴う 各種手数料の改定について

2019年10月1日(火)に実施されます消費税率10%への引き上げに伴い、鹿児島興業信用組合では、各種手数料を改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、この度の手数料改定は、消費税相当分のみの見直しであり、消費税抜きの本体価格については変更いたしません。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

-消費税が課税される手数料の例-

- 振込手数料
- A T Mご利用手数料
- 各種証明書等発行手数料
- 融資関係手数料
- インターネットバンキング手数料
- 代金取立手数料 等

※ 2019年10月1日以降、当組合より従来の消費税8%と表示されたパンフレットや説明書等がお手元に届く場合がございます。その際には10%に読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。